

マイクロファンド（地域応援ファンド）を活用した
東北地方被災地事業者の支援

に係るご企画書



ご挨拶

当社は本年 1 月に中国地方財務局より第二種金融商品取引業の登録を受け、経営コンサルタントとしては中国地方で初、全国でも数少ない登録であり、中小企業の資金調達から経営実務までを一貫して支援できる体制を整えました。当社のファンド機能を、地元発の震災復興支援策の一つとしてご活用頂きたく、以下の通りご提案申し上げます。

ご査収の上、事業推進に向けてご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

< 内容 >

- 1、 当ファンド事業の主旨
- 2、 当ファンド事業の枠組み
- 3、 ファンドによる事業支援を始めるまでの流れ
- 4、 震災復興ファンドの事例

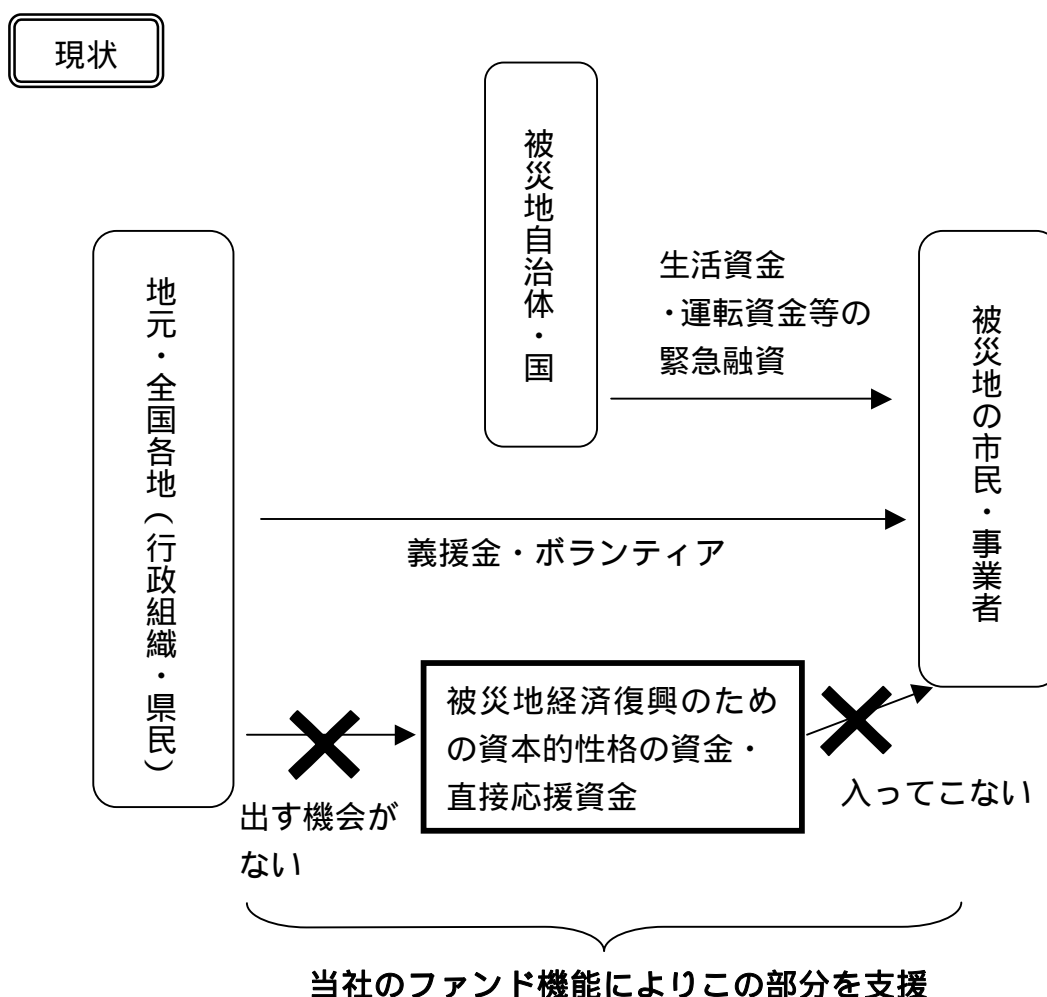
1、当ファンド事業の主旨

震災からの復興期に入ろうとしている今、被災地の事業者は復興に向けた資金を必要としています。

しかしながら現状は、緊急融資制度や税金の減免が支援資金の中心であり、事業の資本となるべき資金が不足しております。

また、県内一般市民、企業からの義援金も、生活資金にこそなれ、事業復興のための資金にはなりづらいのが現状です。

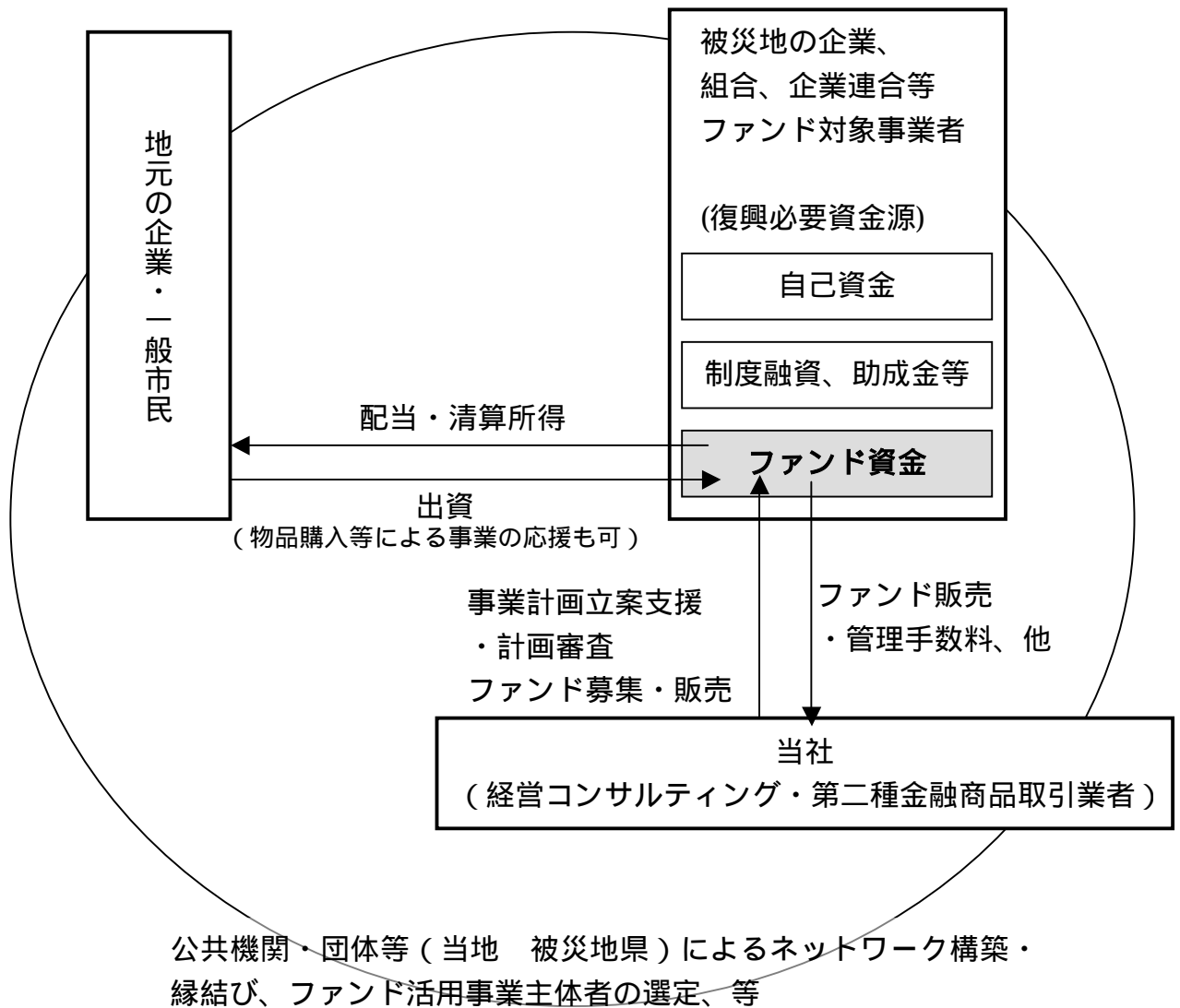
これらの状況を、当社が持つ経営コンサルティングの機能とファンドによる資金供給機能により、支援したいと考えております。



このような、一般市民による事業応援または地域振興のための直接的な小口投資を「マイクロファンド」または「ソーシャルファンド」と呼んでおります。一般的な「投資ファンド」とは性格も投資方法も異なります。

2、当ファンド事業の枠組み

以下の枠組みにて被災地の経済復興・企業の復興を、“地元発”で支援致します。



ファンドの用途は、建物・設備等の再建・補修、商品仕入資金等を想定しております。

ファンドへの出資は、1口1万~5万円程度の小口出資が可能であり、出資者が被災地の事業者を応援しやすい金額に設定できます。

ファンド清算時のリターン(清算所得)は、被災地の復興が主眼であることを考慮すると、計画段階から元本割れとすることも可能です。

(元本割れ金額 = 事業への直接的義援金)

配当・清算所得は、事業者による現物給付(例：漁業組合による海産物の給付)とすることも可能です。

3、ファンドによる事業支援を始めるまでの流れ

